

〔翻訳〕

近世ヨーロッパにおける戦争と平和

ヨハネス・ブルクハルト 著
鈴木直志 訳

〔訳者前言〕

本稿は、平成二〇年一月二日に京都（京大会館）で、同月一五日に東京（駒澤大学）で行われた、ヨハネス・ブルクハルト教授（アウクスブルク大学ヨーロッパ文化史研究所）の講演原稿の邦語訳である。研究講演会は、平成二〇年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「近世ヨーロッパの戦争から見る国家とアイデンティティの形成に関する総合的研究」（研究代表者：渋谷聡）に基づくもので（東京会場は「軍隊と社会の歴史」研究会との共催）、いずれの会場でもブルクハルト教授の本稿と、ヴォルフガング・E・J・ウエーバー教授（上記研究所）による「厄災と手段——近世ヨーロッパの政治文化における戦争」の二つの講演が行われた。ウエーバー講演は、渋谷聡氏による邦語訳が『社会文化論集』（島根大学法文学部）にて公表の予定である。また本稿は、本文にも言及があるように、訳者が以前に寄稿したブルクハルト論文の邦訳（「平和なき近世」（上）本誌第八巻第二号、二〇〇二年、（下）同第一三巻第一号、二〇〇六年）を前提にしており、この論文の中で著者が展開した理論の一部を、当時の図像を用いて敷衍したものである。関心のある方は、それらを合わせて参照されたい。

講演原稿ということもあり、本稿には註がない。また文中の「（）」内の文言は、訳者による補足である。あらかじめ、これらの点についてご了承いただきたい。

近世ヨーロッパの歴史を研究すると、この時代に戦争が果たした中心的な役割に、誰もが本当に驚くことでしょう。「一六世紀から一八世紀までの」どの世紀においても、戦争は信じられないほどの密度で、ほとんどひっきりなしに生じています。

その始まりは、中世末期に起こった、イタリア支配をめぐるフランスとハプスブルクの抗争でした。一六世紀前半には、これに端を発する四度の戦争が、フランス王フランソワ一世とハプスブルクの皇帝カール五世との間で起こります。このイタリア戦争の間、両者は幾度か講和条約を結びましたが、それは講和というより休戦協定でした。イタリア戦争はドイツの内紛と絡んでいました。この内紛は、宗教改革の後、シユマルカルデン戦争や皇帝に対する諸侯戦争へ発展し、宗教戦争にもなったのでした。一六世紀後半になると、西ヨーロッパで戦争の密度が高まりました。代表的なものは、九度にわたる「ユグノー戦争」とスペイン・イギリス間の海戦です。前者は、正しい宗教と国内の政治権力をめぐって、カルヴァン派とカトリックの貴族が党派に分かれて争った戦いであり、後者は一五八八年のスペイン無敵艦隊の敗北でよく知られています。さらに、本日はお話しいたしません、オスマン帝国の拡張に伴ってトルコ戦争が繰り返されましたし、デンマーク、スウェーデン、ポーランドといったバルト海諸国もまた、一六世紀から一八世紀にいたるまで、他の国々の抗争と入り混じりながら、争いを絶え間なくくり広げました。

ドイツでユーリヒクレーヴェ継承戦争が起こった後、一六一八年から一六四八年にかけては三十年戦争の大破局が訪れます。本来、この戦争は四つの別々の戦争から構成されたのですが、すでに当時から、ドイツを戦場にしたヨーロッパ列強の戦いとして、ひとまとめに認識されていました。ドイツの人口の少なくとも三分の一を奪ったこの戦争は、ヨーロッパ中を震撼させた戦慄の戦争でした。戦後のウエストファリア条約は「永久平和」をもたらすはずでし

たが、はやくも一六六七年には、ルイ一四世の仕掛けた一連の新たな紛争が始まりました。こうしてヨーロッパは、拡張指向のフランス王権によってまたもや三十年間の戦乱にさらされたのです。私はこれを「第二次三十年戦争」と名付けたのですが、もとよりこの二つの三十年戦争は、もつとも有名な大紛争にすぎません。戦争の凝集はとりわけこの「一七」世紀にはつきりと認められます。だからこそこの世紀は「鉄の」世紀とも、あるいは軍神マルスにちなんで「マルスの」世紀とも呼ばれたのです。

一八世紀もまた戦争で始まりました。スペインならびにスペインハプスブルクの支配領の継承をめぐる、フランスとハプスブルクドイッ皇帝との間で争われたスペイン継承戦争です。この戦争が終わると、しばしの間ようやく平穏な時期が訪れますが、一八世紀半ばになると再び、他の抗争と並行してオーストリア継承戦争と七年戦争が合計一五年にわたって起こります。これらは、一八世紀最大の戦争原因となった人物にちなんで、フリードリヒの戦争と総称することもできましょう。その人物とは「もちろん」、フリードリヒ大王です。「ヨーロッパ諸国が」小競り合い程度か、場合によってはまったく戦闘を伴わずに、早期に交渉で和解するようになったのは、フェルトウスブルク条約の後になってようやくのことでした。

以上は、恒常的戦争状態が統計的にも確認しうる（近世という）時代に生じた紛争のうち、もつともよく知られた大きなものを挙げたにすぎません。比較的古い研究ですが、今でもなお印象深いクインシー・ライトのそれによれば、一七、一八世紀のヨーロッパ列強はいずれも、平和状態よりも長く戦争状態の中にありました。戦争はますます重要性を増し、社会の中に浸透していきました。それは、ライトの挙げた要素である、戦争の拡がり具合、戦闘の度合い、軍隊の規模と戦場の範囲、会戦の数と長さ、人的損失、費用などの点において明らかです。統計の取り扱いには十分な注意を要します——ライトはなんと五倍の増大を見込んでいます——が、やはり「戦争の」増大傾向は明らか

かに認められるのです。少なくとも〔戦争と平和の期間に関しては〕、一九、二〇世紀になって平和が比較的長期間続いたため、近世における戦争の質的、量的な増大はようやく相殺されました。近世ヨーロッパにおける戦争のこのような凝集には、説明が必要なのです。

1 近世ヨーロッパにおける戦争の凝集の諸原因

なぜこれほど多くの戦争が起きたのでしょうか。そこで争われたのはいったい何だったのでしょうか。歴史家たちはこれまでに数多くの原因を見つけ出してきました。そして、戦争の分類を通じて、主要因と目されるものはすでに明らかになっています。

これらの戦争の多くは宗教戦争です。実際、ヨーロッパのまさに同義語だった「キリスト教徒」の宗派分裂は、紛争をはらむ問題になりました。ルターに始まる福音主義、ローマ教皇と教会組織を中心に据えるカトリック、そして政治においても実践指向のカルヴァン派、これらの宗派はいずれも、我のみが古の真まことのキリスト教を保持するとの信念を譲らず、他の宗派に対して存在の正当性をまったく認めなかつたのです。この攻撃的で、構造的な不寛容は、自らの信ずる宗教的な真理を實力で貫くよう迫りましたし、他の宗派によるそうした企てに対しては、身を守らねばなりませんでした。このことが、とりわけ近世前半に数多くの戦争をもたらす火種になったのです。アウクスブルクの宗教和議以前の戦争や「ユグノー戦争」は、特にこの宗教戦争的な性格が強く現れた戦争です。三十年戦争においてもそれは、たとえもはや主要因とはいえなくとも、ある程度の役割を果たしました。宗教戦争はまた、宗派組織ではなく、政治の責任者によって争われました。彼らは、国家の利害にも配慮せねばならず、またそれを〔宗派より〕上

位においたのですが、この点については後に述べましょう。

近世後半になると、まずはドイツで、その後ヨーロッパ全体でも、宗教戦争は克服されました。それに代わって、西ヨーロッパでは商業戦争による軋轢が増大しました。重商主義の理論に従えば、富は経済協力と共同の発展によってもたらされるのではなく、配分を変えるものでした。すなわち、商取引や海運の持ち分や、貿易拠点を他国から奪うことによつて、富はもたらされるのでした。「商業国家イギリス」の事例が示すように、この重商主義の理論は、戦争という政治的帰結にたやすく行き着きました。ただし、大陸諸国にとつてこれらの商業戦争は、それほど直接的には関連しませんでした。

これらのほぼすべての戦争は、継承戦争でもありました。スペインやオーストリア、バイエルンといったいくつかのものは、継承戦争が戦争の名称にさえついたほどです。ヨーロッパでは長子相続の原則が浸透していて、国王や諸侯の長男が位を継承しました。男系の後継者が断絶する時には、厄介なことになりました。というのも、王位継承権には養子縁組について規定がなかったので、女系の継承か、場合によつては娘婿や他の親族を後継者にせざるを得なかったからです。それではいいたい、どのようにして後継者が決められたのでしょうか。家法や継承規定、例えばマリアーテレジアがオーストリアの支配権を獲得する基礎となった^{フランクフェイッシュ・サンクテオン}国事詔書のような規定は、継承に伴う弊害を除去するはずのものでした。しかしそれらは、様々に解釈されたり、あるいは相反する内容の遺言や契約が現れたりしたので、異議なく受け入れられたわけではありませんでした。そのよい例がスペイン継承戦争です。君主制支配を基礎にした王国や公国ではまさに、継承こそが最大の不安定要因だったのです。

今ここで挙げた三つの戦争原因は、明らかに相互関連の関係にあった諸原因のうち、もつとも際だったものだけなのですが、これらはいずれも、再三再四国家に働きかけたのでした。国家は、自らの目的を実現するためにこれらの

諸要因を利用しました。支配には有益であったとはいえ、紛争の誘発因でもあったこれらの諸要因を抱え込むことで、国家は戦争を起こす危険をも高めてしまいました。近世の戦争の凝集に関する私の理論は、日本語にも訳されましたけれども（邦題「平和なき近世」(上)『桐蔭法学』第八巻第二号、二〇〇二年、(下)同第一三巻第一号、二〇〇六年)、その中で私は、個々において複雑なこれらの作用のメカニズムを他のいくつかの諸要因とともに述べ、体系化したしました。本日は、ヨーロッパの国家形成に関連する原理的な問題にしばって、皆様にお話ししたいと思います。当時の図像を用いますので、この問題を視覚的にもご理解いただけるかと存じます。ヨーロッパであれば多くの戦争が、あれほど長期にわたって争われた原因は、まず第一に、この国家形成の原理に関する問題にあったのです。

2 ヨーロッパの国家形成の基本問題

ドイツとヨーロッパにおいて古典的な歴史叙述の見解に従えば、一五〇〇年頃に近代が始まって以来、「近代」国家は世界史の中心テーマとなりました。ヴォルフガング・ラインハルトが大作『国家権力の歴史』の中でいみじくも主張したように「ヨーロッパは国家を発明した」のでありまして、彼は、とりわけ法的な正当性、公法上の正当性の獲得と、権限拡張ならびに行政組織を「国家の指標として掲げ、それを」特別に成功を収めたモデルとして、後に世界全体へ輸出されたモデルとして描きました。本当にそうなのでしょうか、それとも地球上の他の場所では、すでに同じ時期から別の国家の形態が成功を収めていたのでしょうか。この点について皆様の助言を頂戴できれば、われわれの日本訪問はいつそう意義あるものとなりましょうが、それはともかくとして、いずれにしても国家形成はヨーロッパ史の規定要因でありました。しかし、その場合の国家とは、そもそもどのようなものだったのでしょうか。国家の

規模はどれほどと考えられたのでしょうか。単一の国家が求められたのでしょうか、それとも多数の国家でよかつたのでしょうか。近世の半ばまで、ヨーロッパ全体にまたがる単一の国家になるのか、複数の国々が生成されるのかは、まだ分かりませんでした。単一国家が政治的理想であつたのに対して、国家が多数ある状態は当初においてはなお怪しげで、無政府状態と見なされることもしばしばでした。

a ヨーロッパ普遍主義諸国の競合

最上位にある一人の支配者の下でヨーロッパは政治的な一体をなす、というこのイメージには、長い伝統がありません。その背景には、まず第一に宗教的な銚かすがいがありました。ヨーロッパと同義であつたキリスト教という一体性がそれです。伝統の第二の源は、諸国を統括する国家として理解されたローマ帝国でした。カール大帝が八〇〇年にこの帝国と関係を取り結んで以来、この伝統は「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」によって引き継がれました。ドイツの選帝侯によって選ばれた皇帝は、ローマ皇帝の後継者であつて、「実態はともあれ」少なくともその地位に依じて、ヨーロッパ最上位の支配者であることを主張いたしました。第三に、モナキー (Monarchie = Einheitschaft: 一元支配) という概念もまた、もともとはヨーロッパ全体にまたがる単一の支配と理解されてきました。近代初頭にカール五世が「モナルキア・ウニヴェルサルリス (Monarchia Universalis)」というスローガンを掲げて、こうした支配を要求いたしました。この言葉は、ヨーロッパ全体に対する普遍的一元支配 (Universalmarchie) を意味しておりまして、ハプスブルク家によってその権利が請求されたのです。

一六〇〇年頃に流布した、一枚のヨーロッパ政治地図をご覧ください(図1 王女ヨーロッパ)。地図を横にすると、ヨーロッパの形になっているのがお分かりでしょう。北にスカンジナビア、南にイタリア、西にはフランスとスвей



図1 王女ヨーロッパ

ンがあり、境界は曖昧ですけれども東はアジアに繋がっております。諸国の政治的境界線は、この地図でもそうであり、一六、一七世紀の他の地図でもそうなのですが、記されていません。しかし、それにもかかわらずこの地図はやはり政治地図です。といたしますのも、ヨーロッパが政治的に一体のものとして描かれているからです。地図を九〇度回せば、ヨーロッパは女性の姿になりますが、それは大陸での政治秩序のイメージを含意しております、冠を頂いてヨーロッパの「頭」をなすのがスペインで、皇帝ルードルフ二世の君臨するペーメンが「心臓」なのです。要するにこの地図は、スペインとペーメンを支配するハプスブルク王朝が優位にあつて、ヨーロッパ全体に対する支配を要求していることを象徴化したものなのです。

ヨーロッパが政治的に一体であるというこの理想像は、他の場所でもはっきりと表明されたのですが、それだけにおおさら、君主の間では、その頂点に立つべき人物は誰かという問題が争われることになりました。（ハプスブルク家の）ライバルだったフランスもまた、ハプスブルクに負けず劣らず、支配を象徴する言葉や図像を残しました。フランス王権はカール大帝の遺産を独り占めしようとし、「篤信王 (Roi très chrétienne)」という称号を掲げてハプスブルク家の皇帝と宿命の対決をくり広げました。図2では、諸大陸（を象徴する人々）がフランス王に向かってお辞儀して、フランス王はヨーロッパの真の代表者に仕立てられています（図2 フランス王ルイ一三世に忠誠を誓う諸大陸）。一六世紀以降、この二つの普遍主義の候補はヨーロッパの覇権をかけて争い、一八世紀になるまで、両者が同盟戦争で同一陣営になることは一度もありませんでした。ハプスブルク家とフランスのこうした対立の根源は、ヨーロッパの首長の座を己だけにしか認めないという主張にありました。ここで注意しなくてはならないのは、以上の争いが、法的に対等な諸国による好き勝手な覇権争いではなかったことです。そうではなく、当時の政治意識において、ヨーロッパ全体の首長の座はあらかじめ想定されていたのでありまして、争われたのはただ、この座を獲得し

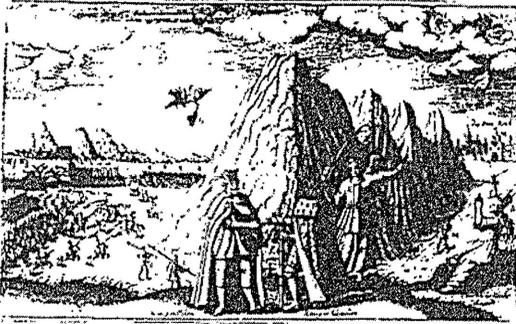


図2 フランス王ルイー三世に忠誠を誓う諸大陸

て國家の拡大のために利用するのは誰かということだけだったのです。単一のヨーロッパを前提にした、普遍主義諸國のこうした構造的な競合状態こそ、戦争の促進剤に他なりませんでした。

ヨーロッパをめぐるこの対決は、三十年戦争で頂点に達しました。さて、ここで第三の候補が付け加わります。スウェーデン王グスタフ・アドルフです。この予期せぬ候補は、スカンジナビアとバルト海沿岸の主導権を奪い取ってドイツに上陸し、アウクスブルクからミュンヘンに至るまで、軍を率いてドイツ全土を席捲しました。グスタフ・アドルフの行動は、明らかに民族大移動時代の祖先に倣ったものでした。イタリアやスペインに及ぶ王国を打ち立て、ローマ帝国を継承したゴート人に倣ったのです。彼はドイツで、福音主義の防衛というプロバガンダを巧みに打ち出しましたけれども、他方で、皇帝の位をうかがっていました。図3の図説をご覧ください(図3 グスタフ・アドルフによる皇帝位の要求)。一番目の絵では、天使がスウェーデン王に帝國へ至る道を指し示しています。また、一羽の鳥が彼の將軍帽子を運んでいます。これは初期ローマ時代の暗喩で、將軍が王冠を手に入れることを示しています。次の絵では、勝利の車に乗ったグスタフ・アドルフが、同盟するドイツ諸侯に押されながら「ローマ帝國」に向かつて突き進んでいます。彼の前には鳥が羽ばたいています。後景には、皇帝の玉座のある帝國の広間が描かれていて、鳥はそこへと彼を導いているのです。そして、最後の絵で彼は、この広間への入場を果たしている、といった具合です。実際の歴史では、スウェーデン王は翌年のリュッツェンの戦いで戦死してしまいましたが、スウェーデン軍は中央ヨーロッパにとどまり続けました。こうしてこの地では、終息の気配が見えない戦争の中で、三つの普遍主義の候補が対立することになりました。スペインとドイツのハプスブルク勢力が一方の極をなし、スウェーデンと戦術上これと同盟したフランスの軍隊がもう一つの極になりました。しかしながら、戦争が長期化しようとも、どの勢力も勝利を得ることはできませんでしたし、ましてや単一のヨーロッパ國家を樹立することなど不可能でした。

Abb. 6a-c: Schwedischer Beruf...



...Zug...



... und Ankunft, 1631/32.

図 3 グスタフ・アドルフによる皇帝位の要求

b 普遍主義と逆方向の道…下からの分離主義的な国家形成

国家形成のもう一つの可能性は、ヨーロッパが多数の国家から成ることを認めることでした。この点で先行したのは、かなりの程度の自治組織と軍事組織を作り上げていた諸地域でありまして、それらの多くは社团的な諸身分によって代表され、普遍主義諸国から分離しようとしたのでした。

その筆頭はスイスです。この諸邦の同盟は、幾度もの戦争を経てハプスブルクの支配から離脱しました。次にペーメンの反乱が挙げられます。三十年戦争当初、皇帝の代官をブラハ城の窓外へ放擲して、ハプスブルクの配下から離れようとしたこの反乱では、スイスと同様に連邦国家が樹立され、「この連邦を構成する」五邦の諸身分は政府を設置し、プファルトツ伯フリードリヒを国王に招きました。国王夫妻の戴冠の図には、こうした国家形成のあり方が姿をとどめておりまして、図に添えて描かれた硬貨の図柄に、王冠を掲げる五つの手が象徴的に描写されています(図4 ベーメン王冠を表す硬貨の図柄)。しかしながら、ハプスブルクとその同盟者たちは、ヴァイセンベルクの戦いにおいて、こうした分離運動を力づくで妨害しました。そして、この挫折した国家形成の試みが三十年戦争を引き起こすこととなります。

ハプスブルクはスペインの普遍主義帝国から離脱したオランダの国家形成は、「下からの国家形成の」成功の事例です。オランダの地図を形取った図像は、ハプスブルクの優位を示したヨーロッパ地図(図1参照)に真っ向から反対するプロバガンダです(図5 オランダ地図)。オランダの等族国家を示す諸地域は、ハプスブルク普遍主義帝国からわき出た、一頭の勇猛なライオンの姿をしています。ハプスブルクの掲げる普遍的ヨーロッパに対して、主権的個別国家の正義がここに表明されているのです。オランダの国家形成はまた、八十年に及ぶ独立戦争なくしてありえ



図 4 ベーメン王冠を表す硬貨の図柄

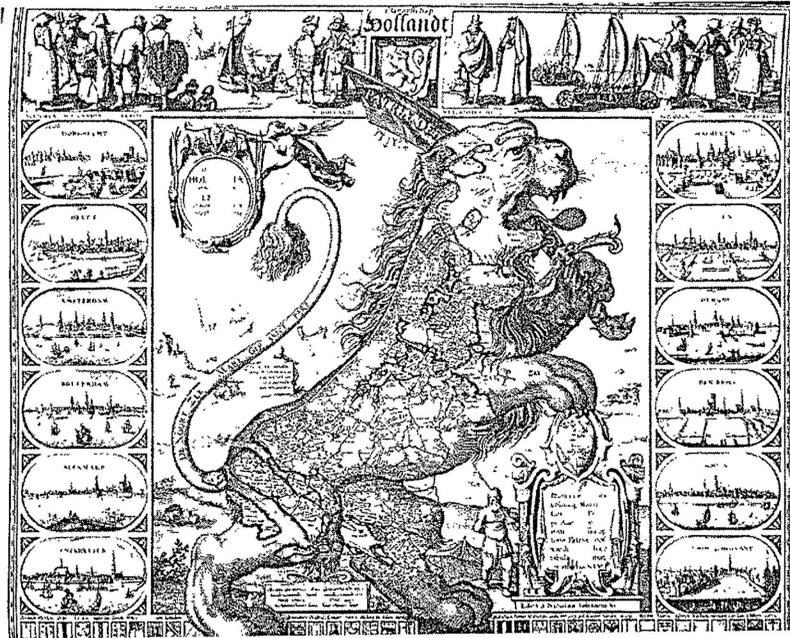


図 5 オランダ地図

ませんでした。独立戦争の終結は三十年戦争のそれと重なり、ウエストファリア条約によりオランダはようやくやかく分離を達成しました。

3 多数国家の原則に基づいたウエストファリア体制… ヨーロッパ諸国の並存と平等の秩序

従来の講和条約が、どちらかといえばヨーロッパをめぐる争いの停戦協定であったのに対して、一六四八年のウエストファリア条約は、新しい政治秩序の構築に、すなわちヨーロッパ諸国家体系の樹立に成功しました。長期にわたる戦争の学習過程を経た今、誰もが認めざるをえなかったのは、いずれの勢力も最高の政治目標を達成できず、講和条約の妥協に応じたという事実でした。

諸国家体系は、これまで争われ続けた国家形成という政治的構造問題の解決策になりました。普遍主義の遺産を単独で相続することはもはや誰にもできなくなり、ヨーロッパの中であらさまな首位や優位を得ることもできなくなりました。ましてや、ヨーロッパをただ一つの国家として組織することなど、到底不可能でした。多数の国家の並存は「無政府状態」でもなければ、排除されるべき政治的欠陥形態だったのでもなく、今後の政治秩序たりうることを誰もが学んでいました。このように、国際法のモデルが変化して、法的に対等な中規模諸国の並存をヨーロッパの正当な編成と見なすようになりますが、ウエストファリア講和会議ではこの変化によって、大規模な国家形成の戦争を最終に導くことができたのでした。条約を締結するパートナーや相手は、かつてライバルだった普遍主義諸国でしたが、いずれの勢力も自分の要求を控え、別々に並行して行われた講和条約の文書作成にあたっては、いつまでも互いに対等な主権者であることを承認し合いました。こうして、皇帝とフランス王はミュンスターで、皇帝とスウェーデ

ン王はオスナブリュックで講和条約を結んだのです。

実際、ウェストファリア条約関連の図像は、これまでとはまったく異なるヨーロッパのイメージを伝えています。もつとも有名なのは、条約締結のニュースをヨーロッパ中に知らせる騎馬飛脚の図です(図6 騎馬飛脚)。飛脚は、様式化されたヨーロッパ地図の上で、ウィーン、パリ、ストックホルムの間を駆けています。ここにはもはや、普遍的な主権階層的な秩序はありません。この絵は、将来のヨーロッパの中核都市を対等に、水平的な秩序の中で描いています。

皇帝の地位も平準化され、他の国王と同等扱いになりました。講和条約を図説で報道する時には、このことを明示するために、三羽の鳩や三つ葉のクローバー、あるいは他の三角の構図が好んで使われました(図7 三つ葉のクローバーの図)。例えば、いくつかのピラで描かれたのは、条約締結の三人の当事者である皇帝、フランス王、スウェーデン女王が三つ葉のそれぞれの上に立って、手を差し伸べる様子です。まだ未成年のルイ一四世と少女のクリステイナ女王に比べて、皇帝はいくらか大きく描かれています。原則的に彼らは皆、対等になっています。かつて講和が結ばれた時には、一方の当事者だけが平和の導き手として、あるいは勝利者としてすら描かれたのに対し、この図では、擬人化された複数の諸国が示されています。

もう一つの、アウクスブルクで出版された平和の車という図像を見ると、このことがもつとはっきりと分かります(図8 アウクスブルクの平和の車)。車の上には平和を寓意する人物が乗り、四頭の馬がこれを引いています。紋章を見ると、これらの馬は(左から順に)フランス、スウェーデン、皇帝、それに——今や皇帝家とは別物の——スペインであることが分かります。ヨーロッパ列強は馬車馬になっているのです。この絵は、諸国家体系を描いた図像群の中でも最初のひとつで、かつての普遍主義勢力、あるいはその候補であった国々がその要求を撤回し、対等に並存

.....
Auszug aus dem Buch
Auß Münster vom 25. des Weinmonats im Jahr
1648. abgefaßter Freud- und Friedebringender Postreiter.



図6 騎馬飛脚



図7 三つ葉のクローバーの図

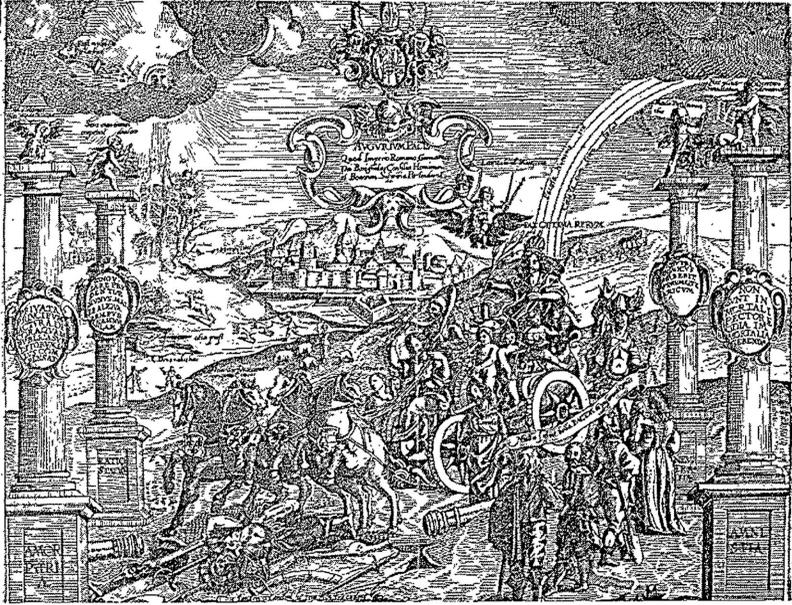


図 8 アウクスブルクの平和の車

する多元的な秩序を受け入れたことを示しています。今説明しております同時代のいくつかの図像から皆様にご理解いただきたいのは、政治のモデルが変化したということですので。歴史史料や当時の国法学者(の言葉)、概念からももちろん読み取れますけれども——平和の車の〔図に描かれている〕柱の一つには、この変化を特徴的に表すとともに、すべての国々に認められた公認概念である「国家理性 (Ratio Status)」の文字が刻まれているのがお分かりでしょう——、政治モデルに変化が生じたのです。つまり、かつての普遍主義的諸勢力が後退し、それによって現れた諸国家体系という新しい規範が、〔図像の中に〕明示されているのです。

他方で、諸身分に由来し、下から台頭した個別国家のうち、分離に成功した国々は承認され、原則的に対等に扱われました。そうした事例に該当するのは、スイスとオランダです。とりわけ、ハプスブルクの支配から脱しようとしたオランダは、スペインとの講和条約を独自に結ぶことにより、ヨーロッパの中の主権国

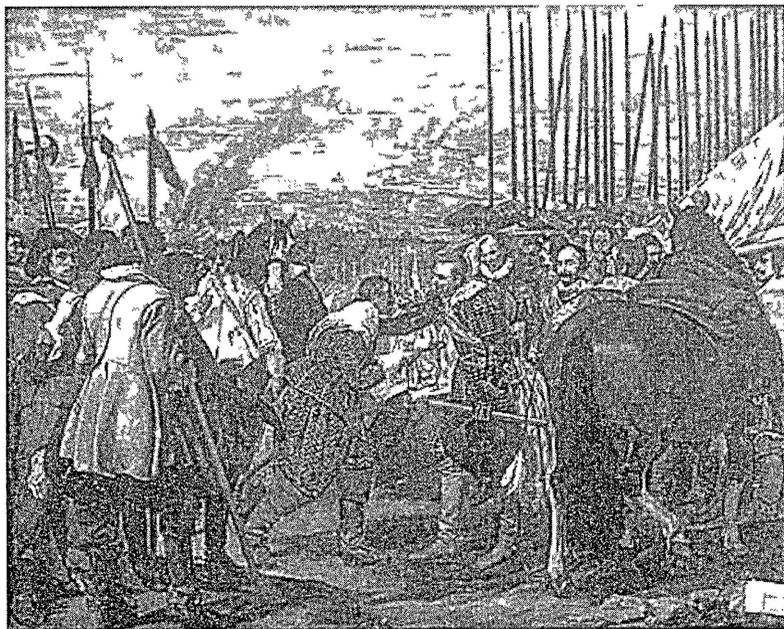


図9 ブレダの開城

としての地位を示しました。たとえまだ不十分であったとしても、一六四八年の講和会議はこのように、対等な国々の並存を制度化することにより、新しい「政治」秩序の理念を実現させたのでした。そしてこの理念は、それに見合った国際法上の規範と理論が作られることによつて支えられ、その後の諸国家体系を、ヨーロッパの基礎となる政治秩序として認めさせたのです。デイエゴ・ベラスケスの有名な「ブレダの開城」（一六二九年）ではすでに、スペイン軍司令官が、へりくだつてひざまず跪ひざまずこうとするオランダの指揮官を、目線の高さまで持ち上げています（図9 ブレダの開城）。この絵は、一六四八年の講和会議でオランダとその代表者が対等な国家として承認されることを、予言のように先取りしたものと申せましょう。

4 諸国家体系の確立に伴う紛争と平和効果を及ぼす連邦制

ウエストファリア条約の多元的な平和秩序は、一六四八年の時点ではヨーロッパにとって永遠に有効なものとして提示されました。しかし、それにもかかわらず、近世後半にさらに一連の戦争が続いたのは、いったいなぜでしょうか。ここで合わせて考慮に入れねばならないのは次の点です。つまり、ヨーロッパ諸国の対等な秩序は、一六四八年に新たな規範としてたしかに据えられた——だからこそ、その後のすべての講和条約もつねにウエストファリア条約に立ち返り、それをはつきりと引き合いに出しました——けれども、この秩序が実現に至るまでには試行錯誤を必要としたということです。このこともまた、さしあたり当初の時期には戦争を促したのです。

第一に、普遍主義の残滓がなお影響を及ぼし続けていました。ここでとりわけ「そのような事例として」指摘するのは、むき出しの普遍主義的拡張政策へと逆行したフランスです。「太陽王」ルイ一四世は、フランスの上に太陽を輝かせるだけでは飽きたらず、ヨーロッパの上にも現れました。フランスの優位を誇示するために彼が展開した政治は、近隣諸国に対する四度の攻撃戦争となり、上述の「第二次三十年戦争」へと集積していきました。他のヨーロッパ諸国が共同して戦つてようやく、フランスに箍なまをかけ、諸国家体系を保つことができたのでした。スペイン継承戦争では「スペイン王家の」遺産が分割されて、かろうじて皇帝やフランス王の強大化を防ぎ、諸国家体系を危機から救うことができました。ライスウィク条約（一六九七年）や他の講和条約では、新しい対等の原則が正規に導入され、浸透していきました。国際法が認めるすべての国々の平等を象徴するために、参加国の代表者が同時に入場できるところを条約交渉の場所に選ぶ、という原則がそれです。このような象徴と並んで、「ヨーロッパの勢力均衡（バランス・

オブ・パワー」といった概念もまた、ヨーロッパの多元的秩序を支えました。

もう一つの国家形成、すなわち下からの国家形成もまた、ヨーロッパの秩序をその後も不安定にし、戦争をもたらしました。といいますのも、この国家形成は完結したわけではなく、他の国々もまた、比較的大きな支配領域から離脱して、主権国家としての承認を受けようとしたからです。既成の国際秩序の中でこの要求を実現しようとするなら、ふつうは軍事力に訴える以外にありませんでした。そのもつともセンセーショナルな事例が、遅れて国家形成したプロイセンです。諸国家体系は元来、この平和攪乱者を受け入れる気はなかったのですが、国力につり合わない巨大な軍隊を備えたプロイセンは、三度の戦争を全力で戦いぬいて諸国家体系へ参入しました。人的損害とインフラ破壊の点で、もつとも損失のひどい戦争の一つといわれる七年戦争が、一八世紀半ばになつてもなおプロイセン王フリードリヒ大王によって引き起こされたのは、このような事情によるのです。

こうして、ウエストファリア条約後にはドイツ国民の「神聖ローマ」帝国だけが、平和の孤島となりました。ドイツは諸国家体系——このシステムは均質な個別国家の主権を前提にしますが、だからこそ平和をもたらすには限度がありました——とは異なる国家形成の道を行んだからです。ドイツでは、皇帝権のような普遍主義的要素と、連邦国家的な要素が同一の政治システムの中に統合されていました。このことは、ドイツにおいては二つの国家のレベルが組織されたことを意味しています。ひとつは、ドイツの諸侯や諸邦といった連邦構成国のレベルであり、もう一つは、これらの諸国を包括するレベル、つまり帝国の首長（「皇帝」）ならびに帝国議会、帝国裁判所、帝国郵便といった帝国の諸機関によって構成される全体国家のレベルです。この二重国家の性質こそドイツの連邦制の基礎であり、近世に三百もあった君主国や中小の領主、帝国都市を一つにまとめたものでした。この連邦国家では、七人かそれ以上の選帝侯により選ばれた皇帝と、最上級の帝国裁判所の力を借りて、国内の平和が維持され、国外に対しても平穩を保

ちました。連邦制的な編成が、帝国に攻撃戦争や対外拡張戦争を許さなかったからです。認められたのは、帝国のすべての構成員によって議会で決議されねばならない防衛戦争だけでした。帝国の防衛を担当したのは、委任された諸侯（武装せる帝国等族）、当該の帝国クライスとクライス連合で、これらでどうにもならなくなった時には帝国軍が動員されました。ルソーや他の識者はすでに認めていたことですが、早くから連邦制的に編成されたこの「神聖ローマ帝国という」国家は、誰にとつても危険でないばかりか、近世の歴史が実際に示すように、あらゆる征服者に対する障害物にもなりました。私はこれを把握するために、能動的意味と受動的意味の両面を持つ「構造的非攻撃性」という概念を用いました。すなわち、帝国は誰をも攻撃しなかっただけでなく、攻撃を受けてもそれが成功することはほとんどなかった、ということと、とはいえ、中央ヨーロッパにあったドイツ国民の帝国にとつて、防衛戦争はやはり避けて通ることができませんでした。

このようにヨーロッパは、多数国家の原則を正当とする基本構想と、法と平和の保証を中核に据えた連邦国家的性質を生み出しました。たしかに、近世においてははまだ、それらによつて継続的な平和が実現されるには至りませんでしたけれども、ヨーロッパは、構想の上では国家という装置（の形成）にいくらか貢献いたしました。われわれもまた、世界の恒常的戦争状態を克服するための試行錯誤を積み重ねるにあたり、この装置の力を借りることができましよう。

（すぎき ただし・本学法学部准教授）